## 第3回サステナブルな旅アワード 募集要領

#### 1. 実施背景

コロナ禍を経て、旅行者の意識は変化し、持続可能な観光に対する意識が高まりつつあるなど、今後の観光においてはサステナビリティへの対応は必要不可欠となっている。持続可能な観光に対する機運が高まる中、旅行業者における持続可能な観光に対する取組を推進するべく、優良な旅行商品・取組を広く横展開する「サステナブルな旅アワード」を 2023 年度より実施している。

過去2回の受賞地域からは、受賞を契機として、地域内の観光関係者における 持続可能な観光への取組の意識が向上した、受賞商品に参加する訪日外国人旅行 者が増加したといった声があがるなど、本アワード開催による効果が見られてい る。

そのため、本年度、「第3回サステナブルな旅アワード」を開催し、優良な旅行商品・取組について、メディア等を通じて広く国内外に発信するなど、我が国における持続可能な観光への取組、旅行者の意識醸成の更なる促進を図っていく。

#### 2. アワード概要

(1) アワード名

第3回サステナブルな旅アワード

## (2) 募集商品

持続可能な観光の推進に寄与する旅行商品・取組を募集。旅行商品自体における環境への配慮等にとどまらず、旅行が与える影響が地域の自然・文化・経済の持続可能性に寄与しているかも重視。

また、選定にあたっては、持続可能な観光の国際基準である GSTC-I (観光産業向け基準) に準拠した取組が行われているかについても考慮。その他、旅行商品の造成にあたっては、旅行会社ならではの「価値の提供」について創意工夫がなされているか、地域・関係者への働きかけについて他の参考となる優良な取組がなされているか等についても考慮する。

その他、地方公共団体等が主導するコンテンツ造成を含めた旅行商品化の取組について、旅行会社以外の者からの応募も可能とする。

※詳細については、「3. エントリー要領」「4. 評価基準」を参照。

## (3) 賞種別

大賞1件、準大賞1件、その他特別賞数点とする。

### (4) 表彰式

2026年1月中~下旬頃に、東京都内にて表彰式を開催予定。

## (5) 受賞商品の紹介等について

受賞商品については、観光庁ホームページにて紹介予定。また、メディア等を 通じた国内外への発信や旅行業者への事業紹介など受賞商品の広報支援も行う。

## 3. エントリー要領

# (1) エントリー資格

以下のいずれかに該当する者を対象とする。

- 第一種、第二種、第三種及び地域限定のいずれかの旅行業者
- 地方公共団体、観光振興団体、民間企業(旅行サービス手配業者を含む。)、特定非営利活動法人等 ※旅行会社との連携含め、旅行商品の販売に係るものに限る。

## (2) エントリー対象商品

企画旅行商品(募集型、受注型は問わない)であること。

過去から現在にかけて販売しているまたは、2025年11月末までに販売開始予定のものに限る(販売見込みのない、架空の提案レベルのものは対象外とする。)。

### (3) エントリー様式

別紙様式に必要事項を記載し、後述の事務局に提出すること。なお、提出枚数は、5枚以内とする。別紙様式の各項目の記入枠は、記入量に応じて適宜調整して構わない。また、別紙様式以外での補足事項として、当該旅行商品の魅力及びサステナブルな要素を伝える動画データ(形式を問わない。)を併せて提出することも構わない(受賞に至った場合、プロモーションの一環で活用する可能性があることも了承すること。)。データの容量によっては、メールで受け付けられない場合があるため、事務局より3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に受付メールが届かない場合には、7の問合せ先まで連絡すること。

### (4) 留意事項・その他

- 一時的な販売ではなく、継続して販売できる工夫がされているものが望ましい。季節限定の商品であっても、次シーズンにも販売可能(予定)であることが望ましい。
- エントリー後、必要に応じて事務局から事業内容についてヒアリング等を実施する場合がある。
- 後述の受付期間外に提出されたものは評価対象外とする。
- 公序良俗に反する企画、虚偽の記載があるものは、本件の評価対象外とする。
- 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とする。

- 提出書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号。)において、開示対象となる場合がある。
- 提出書類に記載された申請者情報については、審査および結果通知、各種連絡等、本アワードの円滑な運営を目的として使用し、これらの目的以外には使用しない。なお、申請者情報の取扱いについては、観光庁よりサステナブルな旅アワード事務局(株式会社日本総合研究所)に委託している。

### 4. 評価基準

旅行者目線での魅力的な商品造成に加え、旅行が与える影響が地域の自然・文化・経済の持続可能性に寄与するものとなっているか、持続可能な観光の国際基準であるGSTC-I(観光産業向け基準)を踏まえてどのように取り組んでいるか等について、複数の有識者により総合的に評価する。

また、旅行会社ならではの「価値の提供」について創意工夫がなされているもの、地域・関係者への働きかけについて他の参考となる優良な取組がなされているものについても考慮する。

※応募にあたっては、以下のような点に留意すること。

- (1) 旅行者への工夫
  - 地域資源の活用や保全に対し、旅行者が理解しやすい周知宣伝
  - 旅行者の気を引く広告、宣伝(活用媒体等の提示、正確かつ透明性のある表現)
  - 顧客分析を踏まえた新たな市場やニーズの開拓
  - 観光DXの推進等を通じた旅行者の利便性向上
  - 旅行商品を通じて旅行者の価値観が変わる等の効果

#### (2) 事業の経営管理

- 事業目標の捉え方
- 現在までの販売実績や今後の販売見込み
- 実際の規模や活動範囲に合わせた体制や見直し
- (3) 地域との関与・連携体制
  - 地域を巻き込んだ実施体制
  - 地域事業者の具体的な関与方法
  - 地域経済への裨益・貢献及び継続性、持続可能性
  - 旅行会社として、商品造成の際の旅前・旅中・旅後等の各段階での関与方法
  - 旅行者に加え、地域住民のアクセスへの配慮

- (4) 地域資源(文化・自然等)の活用
  - 文化、自然等へ配慮した利活用
  - 地域資源、インフラの無理のない利活用
  - 文化、自然等への裨益・貢献及び継続性、持続可能性

文化キーワード: 先住民コミュニティ、文化遺産、地域の財産・遺跡・伝統等 自然キーワード: 脱炭素、省エネルギー、節水、温室効果ガス、生物多様性、 野生生物、動物福祉等

## (5) 他事業者への参考

○ エントリー商品の造成を通して、他者が参考にできる取組の提示 ※旅行会社、地域関係者など、どのプレーヤーの視点で参考となるものかわか りやすく記載すること。

キーワード:新規コンテンツ開拓、情報発信力、販路拡大、地方誘客、 平日促進、需要分散、人材育成、雇用、地域コミュニティ、 地域支援、周辺住民理解、ダイバーシティ、インクルージョン 等

### 5. スケジュール

(1) 受付期間

2025年10月27日(月)から2025年11月28日(金)17:00

(2) 評価期間・評価結果の通知

受付期間後約1~2か月程度。

なお、審査にあたり、最終プレゼンテーション・ヒアリングを実施する可能 性あり。 (決まり次第、対象者へ通知予定)

(3) 表彰式の開催

2026年1月中~下旬頃を予定(決まり次第、対象者へ通知予定)

(4) その他

受賞事業者に対しては、表彰式開催の前後に当該商品造成にかかるノウハウなどについてのヒアリングを実施予定。

※ なお、上記スケジュールは、エントリー数や評価の進捗状況により前後する 場合あり。

# 6. エントリー様式の提出先

別紙エントリー様式に必要事項を記載の上、2025年11月28日(金)17:00までに 以下の宛先へ送付すること。

# ○メールによる受付

宛先: サステナブルな旅アワード事務局

(株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門)

Email: UN\_7536.group@jri.co.jp

- ※ メールの件名を「第3回サステナブルな旅アワード(提出事業者名)」と すること。
- ※ メールの到着後、(土曜日、日曜日及び祝日を除く)3日以内に担当より 受付メールを送信するが、当該メールが届かない場合は、7の問合せ先に 連絡すること。

## 7. 本件の問合せ先

サステナブルな旅アワード事務局

(株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門)

Email: <u>UN\_7536.group@jri.co.jp</u>

受付時間:10:00~17:30(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 個別の審査結果に関する問合せは回答不可とする。